

報道関係者 各位

令和8年6月18日
岩沼市政策部市長公室

岩沼市職員への懲戒処分(戒告)について

1 被処分者
教育委員会職員（40代）

2 処分内容
戒告

3 処分年月日
令和8年6月16日

4 事案概要及び処分理由

被処分者は、令和7年10月8日午後、出張のため公用車を運転し、国道4号線を北上していた際、進路前方の交通状況に十分な注意を払わなかったことにより、仙台市若林区内において、前方を走行していた車両が停止したことへの認識が遅れ、当該車両に追突する事故を起こしました。この事故により、相手方運転者を負傷させ、双方の車両を破損させました。

これらの行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行為であることから、地方公務員法第29条第1項第3号の規定により戒告の懲戒処分としたものです。

【問合せ】

岩沼市総務課人事職員係 山田
電話 0223-23-0185